

「危険物」を「安全」に使用するために

危険物 安全週間



塩釜

多賀城

松島

七ヶ浜

利府

< 実施期間 >

【毎年6月第2週目7日間】

令和6年6月2日(日)～8日(土)

私たちの暮らしは、多くの「危険物」に囲まれていることをご存じでしょうか。危険物は、私たちの生活を便利にするために必要である反面、非常に「危険」な物質であり、ちょっとした不注意や知識不足が思わぬ事故につながります。それを防ぐ第一歩が「危険物」を理解し「安全」な使い方や保管方法を身につけておくことではないでしょうか。



そもそも危険物とは？

危険物とは、消防法で定められているもの一般的には、

- ①火災発生の危険性が大きいもの
- ②火災拡大の危険性が大きいもの
- ③消火の困難性が高いもの

というような性質を持った物品をいいます。

第1類 酸化性固体

第2類 可燃性固体

第3類 禁水性物質
自然発火性物質

第4類 引火性液体

第5類 自己反応性物質

第6類 酸化性液体



危険物安全週間

毎年6月第2週目（日曜日から土曜日まで）は全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。この週間は、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発の推進により、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的に創設されました。

『次世代へ

つなごう無事故と

青い地球』



本当に救急車が必要ですか？
救急車の**適正利用**をお願いします



ガソリンスタンドでの注意点。



静電気に気を付けましょう！

レギュラーガソリンなどを中心とした、ガソリンスタンドで販売されている危険物はとっても危険です。小さな静電気だけでも大事故になる危険があるので、給油前には必ず静電気除去を行いましょう！



油種を間違えないようにしましょう！

セルフガソリンスタンドでは自分で給油する必要があります。必ず自分の車に合った燃料を給油しましょう！ノズルカバーなどには着色がされ、油種がわかりやすくなっています。



身の回りの安全点検

実は身の回りにも様々な「危険物」あります。これを機会に点検してみましよう！

まずは消火器を点検！

✓チェック

「危険物」である灯油などは「油」であるため、水では消すことが出来ません。また、無理に水で消そうとしても、火のついた油が飛び散り火災が拡大する恐れもあります。消火器の製造年月日やサビなど点検してみましよう！



消毒用アルコールの管理

✓チェック

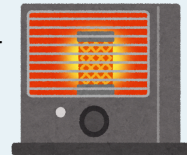
お掃除や消毒などで多く使用されますが、消毒用アルコールも「危険物」です。調理中の使用は控え、火のそばには置かないように心掛けましよう！



灯油などの使い残り、ホームタンクは大丈夫？

✓チェック

使用せず余ってしまった灯油など、そのままになっていませんか？ご自宅のホームタンクも知らない間に油漏れが起きているかもしれません。使わない時期だからこそ、今一度点検してみましよう！



ご不明な点がございましたら、

近くの消防署又は消防本部予防課までお問い合わせください。



《写真：令和5年度危険物安全週間職員研修会》
《協力機関：大郷運輸株式会社》

塩釜消防署 022-361-1621
【shiogama@sioshou.jp】
多賀城消防署 022-355-9704
【tagajo@sioshou.jp】
松島消防署 022-354-4226
【matsushima@sioshou.jp】
七ヶ浜消防署 022-357-4349
【shichigahama@sioshou.jp】
利府消防署 022-356-2251
【rifu@sioshou.jp】
消防本部 022-361-1616
予防課 【yobou@sioshou.jp】

